

都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、

地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業

「令和3年度介護報酬改定等に関する市区町村の実態調査」

～（看護）小規模多機能型居宅介護における令和3年度介護報酬改定の影響等に関する実態調査～

調査の目的

- 令和元年又は令和2年地方分権提案を踏まえて、令和3年度介護報酬改定においては、下記の改定等（※）を実施しました。本調査は、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日）の今後の課題において、「都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。」とされたことを踏まえ、**当該改定等によるサービスの提供内容及び職員の働き方の変化等を含む施行後の状況を適切に把握し、地域の実情に応じた必要な方策の検討に資する基礎資料を得ることを目的**としています。

<改定等の内容>

- ※ 具体的なイメージは、調査票に同封の参考資料アンケート調査のご回答にあたっての参考資料「令和3年度介護報酬改定の内容」をご参照ください。
- ①（看護）小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、市町村が認めた場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととした（令和3年4月施行）。
→ 改定等①
- ② 小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直した（令和3年8月26日施行）。 → 改定等②

ご回答方法

・回答方法：下記の URL あるいは QR コードからご回答をお願いいたします。

<https://questant.jp/q/IJHKVJLT>



【推奨環境：Web でのご回答にあたっての推奨環境は、以下のとおりです。】

■パソコン（PC）の場合

・Microsoft Edge（最新版） ・Google Chrome（最新版） ・Mozilla Firefox（最新版）

※上記ブラウザの最新版は、こちらでご案内しております。 <https://onl.la/rM364Tf>

※IE（Internet Explorer）は、Microsoft 社のサポートが終了しており、推奨されません。

上記の最新版のブラウザをインストールしてご回答ください。

■タブレット／スマートフォンの場合（フィーチャーフォン（ガラケー）ではご回答いただけません。）

・iOS／AndroidOS の標準ブラウザ

※Web でのご回答が困難な場合は、別添のエクセルファイルに入力のうえ E メールにてお送りいただけます。

（宛先 shoutaki-info@nttdata-strategy.com）

その他のご回答方法（FAX 等）について、ご不明な点がございましたら、調査事務局までお問い合わせください。

・回答期間：令和4年9月13日（火）10時～同年10月13日（木）まで

留意事項

- ・本調査は、可能な限り Web でのご回答をお願いいたします。
- ・後日、回答内容についてお問い合わせさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・Web アンケートは、**一時保存機能がございませんので、一度ブラウザを閉じてしまうとこれまでの回答内容が削除されます。**そのため、**全ての回答が終了するまで、ブラウザを閉じない**ようお願いいたします。
- ・ご回答の際、予め本調査票「市区町村 調査票（市区町村控）」に記入しておくこと、入力がスムーズに行えます。

お問い合わせ先：

【厚生労働省「令和3年度介護報酬改定等に関する市区町村の実態調査」調査事務局】

※**市区町村の実態調査**についてのお問い合わせであることを、お伝えください。

株式会社 NTT データ経営研究所

電話：0570-077767（ナビダイヤル、9：00～17：00（平日））

FAX：03-3221-7022

Email：shoutaki-info@nttdata-strategy.com

本件調査事業委託先：株式会社 NTT データ経営研究所

本件調査事業委託元：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

問1 回答者情報についてお伺いします。			
市区町村名	都・道・府・県	市・区・町・村	団体コード(6桁) [※]
部署名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	

※団体コードは、Web 又は別添エクセルファイルの総務省全国地方公共団体コードをご参照ください。

問2	改定等①（登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わない）に係る管内事業所への周知の状況についてお伺いします。
問2①	改定等①に係る管内事業所への周知の実施状況についてお答えください。（1つに○）
1. 周知した → 問2②へ	
2. 周知していない → 問2③へ	

※問2①で「1. 周知した」と回答した場合

問2②	管内事業所への周知方法についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
1. 郵送 2. 電話 3. メール 4. ホームページ等 5. 説明会、勉強会等 6. 広報誌等 7. その他（自由記述） 	

※問2①で「2. 周知していない」と回答した場合

問2③	管内事業所へ周知していない理由についてお答えください。（1つに○）
1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. その他（自由記述） 	

※問2①で「2. 周知していない」と回答した場合

問2④	今後の周知予定についてお答えください。（1つに○）
1. 今後周知する予定 → 周知の目処：令和 年 月頃を予定（数字を記入） 2. 周知する予定はない	

問 3	改定等①に係る措置の実施状況等についてお伺いします。
問 3 ①	改定等①について、令和 4 年 7 月までに地域の实情により市町村が認めた場合に限り、人員及び設備に関する基準を満たすことを要件に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする措置を実施しましたか。(1 つに○)
1. 実施した → 問 3 ②へ 2. 実施を検討したが、実施には至らなかった → 問 3 ⑤へ 3. 実施を検討中（実施には至っていない） → 問 3 ⑥へ 4. 実施していない（検討していない） → 問 3 ⑦へ	

※問 3 ①で「1. 実施した」と回答した場合

問 3 ②	当該措置の適用状況についてお答えください。(数字を記入)							
適用件数	小多機	事業所	適用期間	小多機	年	月から	年	月まで
(実事業所数)	看多機	事業所		看多機	年	月から	年	月まで

※問 3 ①で「1. 実施した」と回答した場合

問 3 ③	当該措置の適用方法についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
1. 条例制定（改正）を行った 2. 超過減算を適用しない要件を整理の上で、事業所に通知ないし事務連絡等を行った 3. その他（自由記述） 	

※問 3 ①で「1. 実施した」と回答した場合

問 3 ④	当該措置を実施した効果、影響についてお答えください。(あてはまるものそれぞれひとつに○)			
	①	②	③	④
1. 地域の介護サービスの需要への対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
2. 利用者のニーズの変化への柔軟な対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
3. 利用者家族等からの苦情や相談	増えた	減った	変わらない	わからない
4. 事業所の職員の負担感	増えた	減った	変わらない	わからない
5. 提供するサービスの質	向上した	低下した	変わらない	わからない
6. 経営状況	改善した	悪化した	変わらない	わからない
7. その他（自由記述）				

※問 3 ①で「2. 実施を検討したが、実施には至らなかった」と回答した場合

問 3 ⑤	当該措置の実施に至らなかった理由についてお答えください。
具体的な理由（自由記述） 例：管内事業所からの当該措置に係るニーズがないから 等	

※問3①で「3. 実施を検討中（実施には至っていない）」と回答した場合

問3⑥	当該措置の現在の検討状況と今後の実施予定についてお答えください。
検討状況（1つに○） 1. 担当部署内で今後の対応を検討中 2. 管内事業所に対するニーズ調査等を実施中 3. 審議会等に意見聴取中 4. 自治体内で決裁中 5. その他（自由記述） []	
実施の目処：令和 年 月頃を予定（数字を記入）	

※問3①で「4. 実施していない（検討していない）」と回答した場合

問3⑦	当該措置を実施していない（検討していない）理由についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. 管内事業所から要望や相談がないから → 問3⑧へ 4. 管内に登録定員を超過して利用者を受け入れているような事業所がないから → 問3⑧へ 5. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 6. その他（自由記述） []	

} 3、4以外を選択
→ 問4へ

※問3⑦で「3. 管内事業所から要望や相談がないから」、「4. 管内に登録定員を超過して利用者を受け入れているような事業所がないから」と回答した場合

問3⑧	管内事業所の当該措置に係るニーズの把握状況についてお答えください。（1つに○）
1. 把握している → 問3⑨ 2. 把握していない → 問4へ	

※問3⑧で「把握している」と回答した場合

問3⑨	管内事業所の当該措置に係るニーズの把握方法についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
1. 管内事業所に当該措置に係るニーズ調査（アンケート等）を実施した 2. 管内事業所に電話で聞き取りした 3. 自治体主催の説明会や勉強会等で聞き取りした 4. その他（自由記述） []	

問 4	改定等②（登録定員等の基準を「従うべき基準」から「標準基準」に見直し）に係る管内事業所への周知の状況についてお伺いします。
問 4 ①	改定等②に係る管内事業所への周知の実施状況についてお答えください。（1 つに○）
1. 周知した → 問 4 ②へ 2. 周知していない → 問 4 ③へ	

※問 4 ①で「1. 周知した」と回答した場合

問 4 ②	管内事業所への周知方法についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
1. 郵送 2. 電話 3. メール 4. ホームページ等 5. 説明会、勉強会等 6. 広報誌等 7. その他（自由記述） 	

※問 4 ①で「2. 周知していない」と回答した場合

問 4 ③	管内事業所へ周知していない理由についてお答えください。（1 つに○）
1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. その他（自由記述） 	

※問 4 ①で「2. 周知していない」と回答した場合

問 4 ④	今後の周知予定についてお答えください。（1 つに○）
1. 今後周知する予定 → 周知の目処：令和 年 月頃を予定（数字を記入） 2. 周知する予定はない	

※問5①で「1. 実施した」と回答した場合

問5④	当該措置を実施した効果、影響についてお答えください。(あてはまるものそれぞれひとつに○)			
	①	②	③	④
1. 地域の介護サービスの需要への対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
2. 利用者のニーズの変化への柔軟な対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
3. 利用者家族等からの苦情や相談	増えた	減った	変わらない	わからない
4. 事業所の職員の負担感	増えた	減った	変わらない	わからない
5. 提供するサービスの質	向上した	低下した	変わらない	わからない
6. 経営状況	改善した	悪化した	変わらない	わからない
7. その他(自由記述)				

※問5①で「2. 実施を検討したが、実施には至らなかった」と回答した場合

問5⑤	当該措置の実施に至らなかった理由についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
1. 自治体内で当該措置の実施について、承認が得られなかったから 2. 議会等で当該措置の実施について、承認が得られなかったから 3. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 4. 事業所の人員確保策が十分ではなかったから 5. 事業所の設備面の整備が十分ではなかったから 6. その他(自由記述)	
()	

※問5①で「3. 実施を検討中」と回答した場合

問5⑥	当該措置の現在の検討状況と今後の実施予定についてお答えください。(1つに○)
1. 担当部署内で今後の対応を検討中 2. 管内事業所に対するニーズ調査等を実施中 3. 条例案を作成中 4. 条例案について、審議会等に意見聴取中 5. 条例案について、議会で審議中 6. 条例の施行待ち 7. その他(自由記述)	
()	
実施の目処：令和 年 月頃を予定(数字を記入)	

※問5①で「実施していない(検討していない)」と回答した場合

問5⑦	当該措置を実施していない(検討していない)理由についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 改定等の内容を知らなかったから 2. 管内に小多機、看多機がないから 3. 管内事業所から要望や相談がないから → 問5⑧へ 4. 管内に登録定員を超過して利用者を受け入れているような事業所がないから → 問5⑧へ 5. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 6. その他(自由記述) 	<p>3、4以外を選択 →質問は以上です。</p>
<p>()</p>	

※問5⑦で「3. 管内事業所から要望や相談がないから」、「4. 管内に登録定員を超過して利用者を受け入れているような事業所がないから」と回答した場合

問5⑧	管内事業所の当該措置に係るニーズの把握状況についてお答えください。(1つに○)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 把握している → 問5⑨へ 2. 把握していない 	

※問5⑧で「1. 把握している」と回答した場合

問5⑨	管内事業所の当該措置に係るニーズの把握方法についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内事業所に当該措置に係るニーズ調査(アンケート等)を実施した 2. 管内事業所に電話で聞き取りした 3. 自治体主催の説明会や勉強会等で聞き取りした 4. その他(自由記述) 	<p>()</p>

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、
地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業
「令和3年度介護報酬改定等に関する（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の実態調査」
～（看護）小規模多機能型居宅介護における令和3年度介護報酬改定の影響等に関する実態調査～

調査の目的

- 令和元年又は令和2年地方分権提案を踏まえて、令和3年度介護報酬改定においては、下記の改定等（※）を実施しました。本調査は、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日）の今後の課題において、「都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。」とされたことを踏まえ、当該改定等によるサービスの提供内容及び職員の働き方の変化等を含む施行後の状況を適切に把握し、地域の実情に応じた必要な方策の検討に資する基礎資料を得ることを目的としています。

<改定等の内容>

※ 具体的なイメージは、調査票に同封の参考資料アンケート調査のご回答にあたっての参考資料「令和3年度介護報酬改定の内容」をご参照ください。

- ①（看護）小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、市町村が認めた場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととした（令和3年4月施行）。
→ 改定等①
- ② 小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直した（令和3年8月26日施行）。 → 改定等②

ご回答方法

下記の URL あるいは QR コードから、ご回答をお願いいたします。

<https://questant.jp/q/9U7THAIP>



・Web でのご回答にあたっての推奨環境は、以下のとおりです。

【推奨環境】

■ パソコン（PC）の場合

・Microsoft Edge（最新版） ・Google Chrome（最新版） ・Mozilla Firefox（最新版）

※ 上記ブラウザの最新版は、こちらでご案内しております。 <https://onl.la/rM364Tf>

※ IE（Internet Explorer）は、Microsoft 社のサポートが終了しており、推奨されません。

上記の最新版のブラウザをインストールしてご回答ください。

■ タブレット／スマートフォンの場合（フィーチャーフォン（ガラケー）ではご回答いただけません。）

・iOS／AndroidOS の標準ブラウザ

※ Web でのご回答が困難な場合は、こちらの「事業所 調査票（事業所控）」を FAX でお送りいただくか、スキャンして PDF を e-mail でお送りください。また、電子媒体を事務局からご提供の上、ご回答いただくことも可能です。次ページの調査事務局までお問い合わせください。

・回答期間：令和4年9月20日（火）10時～ 同年10月31日（月）まで

留意事項

- ・本調査は、可能な限り Web でのご回答をお願いいたします。
- ・**Web でのご回答が困難な場合は、下記の調査事務局までお問い合わせください。**
- ・後日、回答内容についてお問い合わせさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・Web アンケートは、**一時保存機能がございませんので、一度ブラウザを閉じってしまうとこれまでの回答内容が削除されます。**そのため、**全ての回答が終了するまで、ブラウザを閉じない**ようお願いいたします。
- ・ご回答の際、予め本調査票「事業所 調査票（事業所控）」に記入しておくこと、入力がスムーズに行えます。
- ・「**（別紙）貴事業所のデータ一覧**」には、貴事業所の回答者 ID、職員数、また、登録定員、通い・宿泊の利用定員が記載されております（職員数、登録定員、利用定員については、最新の介護サービス情報公表システムから貴事業所の数値が記入されています。）。
- ・「（別紙）貴事業所のデータ一覧」の内容から変更がある場合は、最新のデータについてご回答ください。なお、介護サービス情報公表システムにおいて最新の数値が確認できなかった事業所については、該当箇所が空欄になっています。その場合は、「変更あり」をお選びいただき、ご回答ください。

【お問い合わせ先：厚生労働省 小多機・看多機実態調査 調査事務局】

※事業所調査についてのお問い合わせであることを、お伝えください。

株式会社 NTT データ経営研究所

電話：0570-077767（ナビダイヤル、9：00～17：00（平日））

FAX：03-3221-7022

Email：shoutaki-info@nttdata-strategy.com

本件調査事業委託先：株式会社 NTT データ経営研究所 地域未来デザインユニット

本件調査事業委託元：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

問2④	貴事業所と同一敷地内、あるいは隣接する敷地において提供されている介護保険サービス等（他の法人が運営する事業所等を含む。）についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）	
	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活保護・療養介護 8. 特定施設入居者生活保護 9. 福祉用具貸与・販売 10. 居宅介護支援 11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 12. 夜間対応型訪問介護 13. 地域密着型通所介護 14. 認知症対応型通所介護 15. 小規模多機能型居宅介護（貴事業所を除く） 16. 認知症対応型共同生活介護 17. 地域密着型特定施設入居者生活介護	18. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 19. 看護小規模多機能型居宅介護（貴事業所を除く） 20. 介護老人福祉施設 21. 介護老人保健施設 22. 介護療養型医療施設 23. 介護医療院 24. 病院 25. 診療所 26. サービス付き高齢者向け住宅 27. 有料老人ホーム 28. 養護老人ホーム 29. 軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B） 30. 地域包括支援センター 31. 総合事業（訪問型サービス） 32. 総合事業（通所型サービス） 33. 総合事業（その他の生活支援サービス） 34. 同一敷地内、隣接する敷地に介護保険サービス等はない

問3	令和3年度介護報酬改定では、過疎地域等において、登録定員及び利用定員（以下「登録定員等」という。）を超えて利用者を受け入れた場合に、市区町村が認めれば報酬減算を一定の期間行わないことが可能となりました（改定等①）。このことについてお伺いします。
問3①	貴事業所が所在する市区町村は、改定等①を踏まえて、登録定員等を超えて利用者を受け入れた場合の報酬減算を一定の期間行わないこととしていますか。（1つに○）
	1. している → 問3②へ 2. していない 3. 分からない } 問3⑤へ

※問3①で「1. している」と回答した場合

問3②	令和3年4月から令和4年7月までの間に、定員を超えて受け入れたことがありますか。また、その際に報酬減算が行われましたか。（1つに○）
	1. 受け入れたことがあり、減算されなかった → 問3③へ 2. 受け入れたことがあるが、減算された → 問3④へ 3. 受け入れたことはない → 問3⑦へ

※問 3②で「1. 受け入れたことがあり、減算されなかった」と回答した場合

問 3 ③	その効果・影響についてお答えください。(あてはまるものそれぞれ 1 つに○)			
	①	②	③	④
1. 地域の介護サービスの需要への対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
2. 利用者のニーズの変化への柔軟な対応	対応できるようになった	対応できなくなった	変わらない	わからない
3. 利用者家族等からの苦情や相談	増えた	減った	変わらない	わからない
4. 事業所の職員の負担感	増えた	減った	変わらない	わからない
5. 提供するサービスの質	向上した	低下した	変わらない	わからない
6. 経営状況	改善した	悪化した	変わらない	わからない
7. その他 (自由記述)				

※回答後は問 3 ⑧へ

※問 3②で「2. 受け入れたことがあるが、減算された」と回答した場合

問 3 ④	当該定員超過期間において、当該措置の適用を受けなかった理由はどのようなものでしたか。(1 つに○)
	1. 市区町村に申請等を行わなかったから ⇒ 申請等を行わなかった具体的な理由 (自由記述) []
	2. 市区町村に申請等を行ったが、適用が認められなかったから ⇒ 認められなかった具体的な理由 (自由記述) []
	3. その他 (自由記述) []

※回答後は問 3 ⑧へ

※問 3①で「2. していない」又は「3. 分からない」と回答した場合

問 3 ⑤	今後、もし貴事業所が所在する市区町村において、登録定員等を超えて利用者を受け入れた場合に報酬減算が行われなかったとしたら (既に実施済みの場合も含む)、登録定員等を超えて利用者を受け入れたと思いますか。(1 つに○)
	1. 思う → 問 3 ⑥へ 2. 思わない → 問 3 ⑦へ

※問 3⑤で「思う」と回答した場合

問 3 ⑥	その理由についてお答えください。(1 つに○)
	1. 現在、登録定員等を超えて受け入れており、報酬減算が適用されているから 2. 現在、待機者がいるが、報酬減算が適用されるため登録定員等を超えて受け入れられないから ⇒ 待機者の人数 () 人 (令和 4 年 7 月 1 日時点) (数字を記入) ⇒ ※おおよその数でも構いません。 3. その他 (自由記述) []

※回答後は問 3 ⑧へ

※問 3②で「3. 受け入れたことはない」、問 3⑤で「2. 思わない」と回答した場合

問 3 ⑦	その理由をお答えください。(あてはまるもの全てに○)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者数が登録定員等を超えることがなかったから 2. 職員の確保ができないから 3. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから 4. 待機者はいるが、地域の他の事業所で代替可能であるから 5. その他（自由記述）
※回答後は問 3 ⑧へ	

問 3 ⑧	改定等①の内容について、自治体から周知がありましたか。（1つに○）
	<ol style="list-style-type: none"> 1. あった → 問 3⑨へ 2. なかった → 問 4 へ

※問 3⑧で「1. あった」と回答した場合

問 3 ⑨	自治体からどのような方法で周知がありましたか。(あてはまるもの全てに○)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通知、事務連絡等 2. 自治体が主催する説明会、勉強会等 3. その他（自由記述）

問 4	令和 3 年 8 月に、小多機において、厚生労働省令（※）で定める登録定員及び利用定員の基準について、市区町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直されました（看多機については、平成 27 年度に実施済み。）。このことについてお伺いします。 （※）「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」
問 4 ①	貴事業所が所在する市区町村は、改定等②を踏まえて、小多機の登録定員等を定めている条例を改正し、登録定員等の引き上げを行っていますか。（1 つに○） 1. 行っている → 問 4 ②へ 2. 行っていない } 問 4 ⑥へ 3. 分からない }

※問 4①で「1. 行っている」と回答した場合

問 4 ②	貴事業所では、市区町村の登録定員等の引き上げに合わせて、令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの間に登録定員等を厚生労働省令で定めるもの（※）以上に引き上げましたか。（1 つに○） （※）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備運営に関する基準第 66 条												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体事業所</th> <th>サテライト事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録定員</td> <td>29人まで</td> <td>18人まで</td> </tr> <tr> <td>通いの定員</td> <td>登録定員の1/2～15人まで(※)</td> <td>登録定員の1/2～12人まで</td> </tr> <tr> <td>泊まりの定員</td> <td>通い定員の1/3～9人まで</td> <td>通い定員の1/3～6人まで</td> </tr> </tbody> </table>		本体事業所	サテライト事業所	登録定員	29人まで	18人まで	通いの定員	登録定員の1/2～15人まで(※)	登録定員の1/2～12人まで	泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで
	本体事業所	サテライト事業所											
登録定員	29人まで	18人まで											
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで(※)	登録定員の1/2～12人まで											
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで											
	※ 登録定員が 25 人を超える場合は、登録定員に応じて、通いの定員を次の表のとおりとすることが出来る。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いの定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	通いの定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人				
登録定員	通いの定員												
26人又は27人	16人												
28人	17人												
29人	18人												
	1. 引き上げた → 問 4 ③へ 2. 引き上げていない → 問 4 ⑧へ												

※問 4②で「1. 引き上げた」と回答した場合

問 4 ③	その人数についてお答えください。（数字を記入）	
	【変更前】	【変更後】
	登録定員 () 人	登録定員 () 人
	通いの利用定員 () 人	通いの利用定員 () 人
	泊りの利用定員 () 人	泊りの利用定員 () 人

※問 4②で「1. 引き上げた」と回答した場合

問 4 ④	登録定員等の引き上げにあたり、大変だったことはどのようなことですか。（あてはまるもの全てに○）
	1. 自治体との調整に時間がかかった 2. 人員配置が増えた分の人員の確保が困難であった 3. 設備等を整備するための、土地の確保等が困難であった 4. 設備等を整備するための、経費を確保することが困難であった 5. その他（自由記述）
※回答後は問 4 ⑨へ	

※問 4②で「2. 引き上げていない」又は問 4⑥で「2. 思わない」と回答した場合

問 4 ⑧	その理由をお答えください。(あてはまるもの全てに○)
	<p>1. 利用者数が登録定員等を超えることがないから</p> <p>2. 事業所内で認められなかったから ⇒ 認められなかった具体的な理由 (自由記述) ()</p> <p>3. 市区町村から認められなかったから ⇒ 認められなかった具体的な理由 (自由記述) ()</p> <p>4. 職員の確保ができないから</p> <p>5. 提供するサービスの質の低下が懸念されるから</p> <p>6. 待機者はいるが、地域の他の事業所で代替可能であるから</p> <p>7. 施設・設備の改修等が必要となり対応が困難であるから</p> <p>8. その他 (自由記述) ()</p>

問 4 ⑨	この改定等②について自治体から周知がありましたか。(1つに○)
	<p>1. あった → 問 4⑩へ</p> <p>2. なかった → 問 5 へ</p>

※問 4⑨で「1. あった」と回答した場合

問 4 ⑩	自治体からどのような方法で周知がありましたか。(あてはまるもの全てに○)
	<p>1. 通知、事務連絡等</p> <p>2. 自治体が主催する説明会、勉強会等</p> <p>3. その他 (自由記述) ()</p>

問 5	貴事業所の職員数、定員数等についてお伺いします。									
問 5①	回答 ID	(別紙をご参照の上、ご記入ください)								
問 5②	貴事業所の職員数についてお答えください。(令和4年7月1日時点) ※同封の「(別紙) 貴事業所のデータ一覧」には、最新の介護サービス情報公表システムから貴事業所の数値が記入されています。変更があった場合は、変更後の内容で回答してください。 ※なお、介護サービス情報公表システムにおいて最新の数値が確認できなかった事業所については、該当箇所が空欄になっています。その場合は、「変更あり」をお選びいただき、ご回答ください。									
	貴事業所に関する数値について変更はありましたか。							1. 変更あり		2. 変更なし
					常勤職員※1 (実人数※2)		非常勤職員※1 (実人数※2)		全職員 (常勤換算※3)	
					専従	兼務	専従	兼務		
1	管理者					人		人	—	
2	介護支援専門員					人		人		人
3	介護職員					人		人		人
4	うち、介護職員初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級含む)、実務者研修修了者、介護福祉士のいずれかである者					人		人		人
5	看護職員(看護師・准看護師)					人		人		人
※1：貴事業所における契約上の勤務時間が、貴事業所において常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数以上である場合は常勤職員、未満である場合は非常勤職員(雇用形態に依らない。派遣職員も含める。) ※2：実人数について、1人が複数の職務を兼務している場合には、主たる職務に計上してください。 ※3：常勤換算数の算出：「職員の1週間の契約上の労働時間÷貴事業所の1週間の所定労働時間」にて算出し、小数点以下第2位を四捨五入してください。なお、1人が複数の職務を兼務している場合、それぞれの職務の労働時間を計算式に用いて算出してください。										

問 5③	貴事業所の登録定員、通い・宿泊の利用定員数をお答えください。(令和4年7月1日時点)(数字を記入) ※同封の「(別紙) 貴事業所のデータ一覧」には、最新の介護サービス情報公表システムから貴事業所の数値が記入されています。変更があった場合は、変更後の内容で回答してください。 ※なお、介護サービス情報公表システムにおいて最新の数値が確認できなかった事業所については、該当箇所が空欄になっています。その場合は「変更あり」をお選びいただき、ご回答ください。									
	貴事業所に関する数値について変更はありましたか。							1. 変更あり		2. 変更なし
					登録定員		通い定員		宿泊定員	
					人		人		人	

問 5④	貴事業所の通い・訪問・宿泊の利用状況をお答えください。(令和4年7月の実績)(数字を記入)	通い	訪問	宿泊
	実人数	人	人	人
	延回数	回	回	回

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。